

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成30年 6 月 4 日

月 曜 日

第 4359 号

目 次

規 則

○富山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 1

公 告

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 4

○土地改良区の役員の退任 7

○土地改良区の清算人の就任

○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 8

監査委員公告

○監査の結果の公表

規 則

富山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年 6 月 4 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第36号

富山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

富山県立自然公園条例施行規則（昭和48年富山県規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第125項を第142項とし、第91項から第124項までを17項ずつ繰り下げ、第90項を第106項とし、同項の次に次の1項を加える。

107 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定

による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

別表第1中第89項を第103項とし、同項の次に次の2項を加える。

104 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

105 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

別表第1中第88項を第102項とし、第87項を第101項とし、第86項を第99項とし、同項の次に次の1項を加える。

100 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

別表第1中第85項を第98項とし、第81項から第84項までを13項ずつ繰り下げ、第80項を第92項とし、同項の次に次の1項を加える。

93 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

別表第1中第79項を第91項とし、第75項から第78項までを12項ずつ繰り下げ、第74項を第85項とし、同項の次に次の1項を加える。

86 認定保護増殖事業等の実施のために条例第20条第3項第11号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

別表第1中第73項を第84項とし、第63項から第72項までを11項ずつ繰り下げ、第62項を第71項とし、同項の次に次の2項を加える。

72 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

73 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

別表第1中第61項を第70項とし、第36項から第60項までを9項ずつ繰り下げ、同表第35項中「(平成4年法律第75号)」を削り、同項を同表第44項とし、同表中第25項から第34項までを9項ずつ繰り下げ、同表第24項中「(平成16年法律第78号)」を削り、同項を同表第33項とし、同表中第23項を第31項とし、同項の次に次の1項を加える。

32 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

別表第1中第22項を第30項とし、第18項から第21項までを8項ずつ繰り下げ、第17項を第18項とし、同項の次に次の7項を加える。

- 19 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれに附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。）すること。
- 20 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）。
- 21 電柱に附帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。
- 22 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。
- 23 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下この表において「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。
- 24 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。
- 25 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下この表において「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。

別表第1中第16項の次に次の1項を加える。

- 17 境界標（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。）を設置すること。

別表第2第1項中「第21項、第22項、第24項、第30項、第34項から第37項まで、第39項、第59項、第61項、第62項、第74項、第77項、第81項から第84項まで、第104項、第110項又は第119項」を「第29項、第30項、第33項、第39項、第43項から第46項まで、第48項、第68項、第70項、第71項、第85項、第89項、第94項から第99項まで、第123項、第129項又は第138項」に改め、同表第2項中「第44項又は第80項」を「第53項又は第92項」に改め、同表第15項中「第44項又は第45項」を「第53項又は第54項」に改める。

別表第3第1項中「第17項まで、第44項から第47項まで、第58項から第62項まで、第91項又は第92項」を「第25項まで、第53項から第56項まで、第67項から第73項まで、第110項又は第111項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(自然保護課)

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年6月4日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

大阪屋ショッピング呉羽ショッピングセンター 富山市北二ツ屋字万田割 143番地
ほか50筆

2 店舗を設置する者 株式会社大阪屋ショッピング ほか2

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 大阪屋ショッピング呉羽ショッピングセンター 富山市北二ツ屋字万田
割 143番地 ほか45筆

(変更後) 大阪屋ショッピング呉羽ショッピングセンター 富山市北二ツ屋字万田
割 143番地 ほか50筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社大阪屋ショッピング 富山市赤田 487番地1 代表取締役

平邑 文男 ほか2

(変更後) 株式会社大阪屋ショップ 富山市赤田 487番地 1 代表取締役

平邑 秀樹 ほか2

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社大阪屋ショップ 富山市赤田 487番地 1 代表取締役

平邑 文男 ほか2

(変更後) 株式会社大阪屋ショップ 富山市赤田 487番地 1 代表取締役

平邑 秀樹 ほか2

- (4) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物西側ほか 335台

(変更後) 建物西側 225台

- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時及び午後10時 ほか

(変更後) 午前9時及び午後10時 ほか

- (6) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3箇所 敷地南側ほか

(変更後) 4箇所 敷地南側ほか

4 変更の日 平成16年4月30日 ほか

5 変更の理由 駐車場敷地を北側に拡張し、西側に出入口を1箇所設置したため
ほか

6 届出の日 平成30年5月25日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成30年6月4日から平成30年10月4日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年6月4日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

DCMカーマ魚津店 魚津市上村木2丁目1001番 ほか

2 店舗を設置する者 DCMカーマ株式会社

3 変更事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 建物北西側 18台

(変更後) 建物東側ほか 18台

4 変更の日 平成30年4月19日

5 変更の理由 来客の自転車及び原付自転車の利便性の向上のために、店舗出入口に近い位置に駐輪場の一部を分散することにしたため。

6 届出の日 平成30年5月25日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成30年6月4日から平成30年10月4日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

土地改良区の役員の退任

大沢野町塩土地改良区の役員であつた次の者が平成30年5月14日退任した旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年6月4日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	林 善 久	富山市塩2554番地
同	上 野 文 克	同 1942番地
同	前 田 弥一郎	同 823番地
同	前 田 鐵 明	同 778番地1
同	前 田 守	同 4番地1

土地改良区の清算人の就任

解散した清算法人大沢野町塩土地改良区の清算人に次の者が平成30年5月14日就任した旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法18条第17項の規定により公告する。

平成30年6月4日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
清算人	林 善 久	富山市塩2554番地
同	上 野 文 克	同 1942番地
同	前 田 弥一郎	同 823番地
同	前 田 鐵 明	同 778番地1

同 前 田 守 同 4 番 地 1

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成30年6月4日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成30年5月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人米蔵の会
- 3 代表者の氏名
慶野 達二
- 4 主たる事務所の所在地
富山県魚津市本江新町10番8号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、魚津から発した米騒動について理解と関心を深める事業や、米騒動の生証人として現存する「米蔵」の保存と利活用により、魚津のまちづくりに資し、延いては地域の観光拠点ともなることを目的とする。

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成30年4月に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年6月4日

富山県監査委員 菅 沢 裕 明

富山県監査委員 五十嵐 務

富山県監査委員 高 平 亮
富山県監査委員 伊 東 尚 志

1 監査対象箇所

監 査 年 月 日

教育委員会	高岡西高等学校	平成30年4月12日
同	福岡高等学校	平成30年4月12日
同	南砺福野高等学校	平成30年4月27日
同	南砺福光高等学校	平成30年4月27日
同	新川みどり野高等学校	平成30年4月19日
同	しらとり支援学校	平成30年4月19日
同	高志支援学校	平成30年4月25日

2 監査対象年度

平成28年度及び平成29年度

3 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 旅費の支給に誤りがあった。
- イ 時間外勤務手当の支給に誤りがあった。
- ウ 契約手続きに適切でないものがあった。

